その船、危ない！

なんも見えんぞ！

手漕ぎボート、ミニボートなど小型の船舶は、他船から視認しにくくなる夜間の活動は大変危険です。
また、無灯火での停泊・航行は、他の船舶から全く視認できず他船との衝突の恐れがあります。
暗い間は船を出さない、明るい間に帰航することが必要です。

エンジンつきのミニボートで夜間航行する場合、海上衝突予防法に定める法定灯火の設置が必要です。
エンジンのない、手漕ぎボートも常時自船の存在を示す灯火をかかげるようにしましょう。

熊本海上保安部交通課
連絡先　0964-52-3105